

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

区画整理ニュース 第1号



平成29年6月吉日発行

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合 理事長就任のあいさつ

梅雨の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。



去る4月23日(日)に北秋津小学校にて、所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合の第1回総会を開催し、多くの組合員の皆様にご出席をいただきまして、ありがとうございました。慎重審議の結果、予定されておりました議案はすべて、可決されました。また、同日開催しました第1回理事会におきまして、私が組合理事長の大役を勤めさせていただくことになりました。

今からちょうど4年前の平成25年の5月末に、準備組合の前身組織となります発起人会を権利者8名で発足し、まちづくりの検討等を進めて参りました。ここまでの間には、権利者の皆様には、何度も意向調査や同意書収集にご協力をいただき、最終的には92%の同意をいただいたことから、平成28年11月15日(火)に所沢市長へ組合設立認可申請書を提出し、おかげさまをもちまして、平成29年4月3日(月)に所沢市長より、組合設立認可を受けました。

我々としましては、目標としてきました組合設立認可をいただきましたが、最終目標はあくまでも、まちづくりの完成であり、これからが、本番でございます。

これからは、今まで以上に、権利者皆様のご協力をお願いする場面もあろうかと思っておりますが、権利者・地域・関係者が一体となって、北秋津・上安松地区のまちづくりの実現に向けて進めていきたいと考えておりますので、更なるご協力・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合
理事長 肥沼 一彦

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合 第1回総会の報告

4月23日に北秋津小学校にて、北秋津・上安松土地区画整理組合の第1回総会を開催し、下記議案を慎重審議した結果、すべて可決されました。

- 第1号議案 役員の選挙及び選任について
- 第2号議案 評価員の選任について
- 第3号議案 平成29年度(初年度)収支予算の決定について
- 第4号議案 預入金融機関の指定について
- 第5号議案 処務規程の決定について
- 第6号議案 会計規程の決定について
- 第7号議案 監査要綱の決定について
- 第8号議案 工事請負規程の決定について
- 第9号議案 保留地予定地の決定及び保留地処分規程の決定について
- 第10号議案 業務の一部を代行委託することの同意及び業務代行規程の決定、並びに業務代行者の決定について



所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合 理事・監事の就任について

第1回総会及び第1回理事会において、当組合の理事・監事が就任しました。

理事長	肥沼 一彦	
副理事長	増田 茂之	(庶務・会計・補償担当)
副理事長	永井 均	(設計工事・換地担当)
理事	新井 富士子	(庶務・会計担当)
理事	鹿野 顕一	(設計工事担当)
理事	見澤 吉一	(換地担当)
理事	肥沼 春光	(補償担当)
監事	関 藤一	
監事	新井 辰雄	
監事	高橋 誠治	

※任期は平成29年5月2日より5年間となります。

建築行為等の制限について

土地区画整理法第76条(建築行為等の制限)の規定により、組合設立認可の公告のあった日から、換地処分公告の日までは、この法律の適用を受けることとなります。建築行為等については次のような制限があります。

①土地の区画形質の変更

(例えば、私道を作ったり、土盛りをしたり、土地を掘ったりすること。ただし、農地の耕作については該当しません。)

②建築物、その他の工作物の新築、改築、増築。

③移動の容易でない(5トンをこえる)物件の設置又はたい積。

以上の①から③に該当する場合は、あらかじめ本組合を通じて、所沢市長の許可が必要になります。許可申請は、一般の建築確認申請の提出前となっていますので、ご承知おきください。

土地の権利の異動等の届出について

土地区画整理法第85条第5項及び本組合定款第63条の規定により、土地・建物の権利の異動(所有権の移転、住所・氏名等の変更、土地の分筆、合筆の変更及び地積の増減、又は建築物について登記の変更、分割及び建坪の増減等)を行う場合、権利者は関係書類を添えて、速やかに本組合へ届出してください。

もし届出をしない場合は、従前の権利関係によって換地設計その他を計画することとなりますので、特にご留意願います。

基準地積の更正について

本地区内の宅地について、換地を定めるための基準地積は、組合設立認可の公告があった日(平成29年4月3日)現在の土地登記簿上の地積とします。宅地地積が基準地積と異なると認める場合は、本組合定款第50条の規定により、組合設立認可の公告があった日から100日以内に組合に対して、土地の実測図を添えて地積の更正を申請することができることになっています。

代表者及び代理人の届出について

①代表者の届出について

土地区画整理法第130条第2項及び本組合定款第64条の規定により、施行地区内の宅地について所有権又は借地権をそれぞれ共有している者は、共有者のうちから代表者を定めて組合に届出してください。

※共有で土地をお持ちの方については、別途代表者選任届をお送りいたします。

②代理人の届出について

宅地について権利を有する者で、所沢市内に居住しない者は、本組合定款第64条第2項の規定により、事業施行に関する通知又は書類の送達を受けるため、所沢市内に居住する者のうちから代理人を指定することができます。

代理人を定めた場合は組合に届出してください。

※また、代表者又は代理人を変更し、又はその指定を取り消したときも、その旨を組合に届出していただくこととなります。

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合になり本格的に事業がスタートしました。安全・安心・便利かつ快適に生活できるまちづくりの実現に向けて、一步一步着実に進めてまいります。

今回、皆様にご説明した内容で、不明な点やご意見、ご要望等がございましたら、組合事務局までご連絡ください。

今後とも、より良いまちづくりを目指し活動してまいりますので、皆様のご支援・ご協力の程、宜しくお願いいたします。

【組合事務局】

昭和株式会社 (担当)周藤・小池・中留

〒114-0016

東京都北区上中里1丁目11番8号

電話 03-3910-7110 FAX 03-3910-7171

周藤携帯 090-3085-3594 小池携帯 090-8804-4979

中留携帯 090-4223-4660